



自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第256号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

第41回全国大会までの各会議の予定

★ 総務委員会

日時 3月17日(火)
午後1時～3時
場所 大阪ガーデンパレス

★ 女性部・青年部合同理事会

日時 3月30日(月)
午後1時～3時
場所 大阪ガーデンパレス

★ 理事会

日時 4月13日(月)
午後1時～3時
場所 大阪ガーデンパレス

★ 第41回全国大会

日時 5月27日(水)
午後2時～4時
場所 自由民主党本部
8F大ホール

都府県本部関係

京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、12月の人権週間(4日～10日)に合わせて、街頭啓発活動とセミナーを開催した。

4日の街頭啓発活動は、上田会長を先頭に府本部と京都市協議会の役員が、昨年3月14日に成立した「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を知らせる文言を記した「使い捨てカイロ」を四条河原町の高島屋前において、通行人に手渡した。

12月8日午後1時30分より、京都

市内の「ホテルオークラ京都」で開催した人権セミナーは、今年で第28回になり、元衆議院議員でコメントーターの金子恵美さんが記念講演をされた。

1月16日には、京都市協議会(議長 山口勝広)と合同での新春懇親会を、午前11時30分より「ホテルオークラ京都」において、国会、府会、市会の各議員や自治体の代表者多数を来賓に、250名を集めて開催した。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、自由民主党佐賀県同和会支部と合同の新春懇談会を、1月31日午後7時30分より、佐賀市内の「ホテルグランドはがくれ」において、国会、県会、市町村の各議員や行政関係者を来賓に、175名を集めて開催した。

東京都本部(会長 川上高幸)では、傘下の幸和建設環境協同組合と合同の賀詞交換会を、2月3日午後

今号の内容

第41回全国大会までの各会議の予定	……1P
都府県本部関係	……1P
識別情報の適示などを	……2P
各省に対する要望事項	……3P～6P

6時30分より都内の「東京ガーデンパレス」において、国会、都会、区・市会の各議員や行政関係者を来賓に、130名を集めて開催した。

近畿ブロック(会長 上田藤兵衛)では、令和7年度幹部研修大会及び近畿各局への要請行動を、2月6日午前11時より大阪市内の「大阪キャッスルホテル」において開催した。午後からの要請行動は、代表者が大阪国税局、その後、3班に分かれて、近畿地方整備局、近畿経済産業局、大阪法務局へ要望した。

第41回全国大会

日時 5月27日(水) 午後2時～4時
場所 自民党本部8F大ホール

※ 本全国大会も開会から閉会までをYouTubeにおいて完全生中継を行います。この生中継の視聴は中央本部のホームページからワンクリックでご覧いただけます。
また、新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止することもあります。

識別情報の摘示などを削除するために「部落差別解消法」を 改正することに反対についての 自由同和会の意見

1. 識別情報の摘示が多数ネット上で見受けられても、実社会での差別事象は増加していない。

部落解放同盟は、識別情報の摘示は差別を助長するとして訴えているが、法務省の「人権侵犯事件調査処理規定」での同和問題関係の新規受理件数と、その内訳の中で部落差別の最大の指標である結婚・交際差別での新規受理件数は、以下の通り。

同和問題関係の新規受理件数が令和元年から大幅に増えたのは、平成30年までは識別情報の摘示は個人を特定しての人権侵犯には当たらないとして調査の対象にしていなかったが、令和元年からは突如として識別情報の摘示も調査の対象に加えたことが最大の理由。

	同和問題関係の 新規受理件数	識別情報の 適示件数	関係行政機関の 通報件数	個人からの 新規受理件数	結婚・交際差別 の新規受理件
平成 25 年	85 件		21 件	64 件	11 件
平成 26 年	117 件		41 件	76 件	15 件
平成 27 年	93 件		9 件	84 件	12 件
平成 28 年	78 件		13 件	65 件	10 件
平成 29 年	86 件		25 件	61 件	9 件
平成 30 年	92 件		29 件	63 件	10 件
令和元年	221 件		125 件	96 件	6 件
令和 2 年	244 件	211 件	185 件	59 件	5 件
令和 3 年	308 件	296 件	235 件	73 件	3 件
令和 4 年	433 件	414 件	326 件	107 件	3 件
令和 5 年	448 件	430 件	345 件	103 件	6 件
令和 6 年	499 件	475 件	390 件	109 件	2 件

2. 国が憲法に保障する「言論・表現の自由」に関与することは言論統制であり、国家統制に繋がる。

3. プロバイダー責任法の改正案「特定電気通信による情報の開示に関する法律」（略称「情プラ法」）が成立し、昨年4月1日から施行されているので、運営をしばらくは見守ることが必要。

言論に関することはあくまで民間での規制で解決を図る。

4. 言論・表現の自由に関わる問題は、行政に任せるのではなく司法で。

5. 識別情報の摘示を行政が削除することは憲法第21条2項の「検閲は、これをしてはならない」に反する行為であり、憲法違反であると考えます。

6. 識別情報の摘示を「人権侵犯事件調査処理規定」の調査の対象に加えたことと、個人ではなく関係行政機関からの通報で一気に新規受理件数が増えた。

最新の令和6年の同和問題関係での新規受理件数は499件になっていて、その内識別情報の適示の件数が475件と大半を占め、関係行政機関からの通報も390件に上っている。

法 務 省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

- ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. 地方公共団体にはどのような指導をされるのか。
 - ウ. 部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実はどのようにされるのか。
また、地方公共団体へはどのような指導をされるのか。
 - エ. 教育・啓発の予算は拡充されるのか。
また、地方公共団体への財政上の措置は拡充されるのか。
 - オ. 法務省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
 - カ. 他の省庁へはどのような指導をされるのか。
 - キ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%を下回り、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる4.5%、気にならない79.8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかの問いでは、気になる15.8%、気にならない57.7%、18～29歳に限れば8.3%でしかない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
なお、同じく6条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことなども考慮され、23年ぶりに「人権教育啓発推進法」の第7条に規定する基本計画が見直しされたことから、啓発内容の見直しをされたい。
啓発冊子の「人権の擁護」は、本年10月版では「人権教育啓発白書」に掲載されている「部落差別（同和問題）に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数」の表に「識別情報の適示事案の件数」を加えたことにより、同様に識別情報の適示事案件数を加える変更があったが、未だに差別を強調しているように見え、解決を促す内容に見えないことから、もう一段の見直しをされたい。
また、部落差別に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数の件数を表にして掲載されているが、増えている説明が全くなく、差別が増えていると誤解されるので、増えた理由とし、関係行政機関がインターネットを監視して、識別情報の適示があれば削除するよう法務省に通報していることが最大の要因であることから、表の中に関係行政機関からの通報件数をも加えられたい。
- ク. 令和6年の同和問題に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が499件になっているが、その内識別情報の適示の件数と識別情報の適示以外の人権侵犯の内訳を報告されたい。
 - ケ. 部落差別をはじめあらゆる差別や虐待による人権侵害の被害者を、簡易・迅速・柔軟に救済する新たな人権救済制度としての「人権委員会」を創設されたい。

- 2. 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が平成28年4月から完全施行されたが、障害者への差別をなくすために新たな施策を講じられるのか。
また、障害者の雇用に関しては、法務省は令和6年6月1日時点において実雇用率3.0%で、法定雇用率2.8%を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤（非正規）職員ではなく常勤（正規）職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。
- 3. 「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、ヘイトスピーチをなくすためにどのような施策を講じられるのか。
また、被害者の救済はどのようにされているのか。
- 4. 同和問題の解決を阻害するエセ同和行為をなくすための施策を拡充されたい。
また、エセ同和連絡協議会が中央と都道府県に設置されているが、今年の活動状況を報告されたい。
- 5. 学校におけるいじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立し、同年9月より施行されて11年が過ぎたが、未だに悲惨な事件が続いていることから、悲惨で痛ましい事件をなくすために新たな施策を講じられるのか。
- 6. 名古屋出入国在留管理局に収容されていたスリランカ人女性のウィッシュマ・サンダマリさんが昨年の3月に病死した問題で、ウィッシュマ・サンダマリさんの人権を蔑ろにする心無い言動があったと仄聞していることから、入管職員への人権に関する研修を徹底されたい。
- 7. インターネットの誹謗中傷についての取り扱いについては、言論の委縮を招くことがないように、削除依頼などは表現の自由に配慮し、慎重に行われたい。
- 8. インターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報リテラシーの向上を図る啓発活動を強化されたい。
- 9. 「LGBT理解増進法」が令和6年の6月16日に成立したことで活発な啓発活動が行われると思われるが、その内容については当事者を過度に付度することで女性の人権が蔑ろにならないように配慮されたい。

文 部 科 学 省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
 - イ. 文科省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、社会教育や家庭教育などを通して実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。
 - ウ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる4.5%、気にならない79.8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、気になる15.8%、気にならない57.7%、18～29歳に限れば8.3%でしかない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

なお、同じく6条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことなども考慮され、23年ぶりに「人権教育啓発推進法」の第7条に規定する基本計画が見直しされたことから、教育・啓発内容の見直しをされたい。
 - エ. 大学の教職課程では人権教育を必須にされたい。
2. 奨学事業について
 - ア. 貧困で進学を断念する生徒をなくすため、給付型の制度を拡充されたい。

また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条項を撤廃し、無利子枠を増やすとともに、滞納者が増加していることから第2種も所得連動返還方式を導入されたい。

令和6年度から実施される卒業後の収入に応じて返済する「出世払い」方式は、借り入れしている全学生を対象にされたい。
 - イ. 大阪市が実施している中学生を対象にした「塾代助成事業」のようなものを新たな事業として講じられないか検討されたい。
3. 老朽化が目立つ教育集会所について、災害復旧事業と同等の補修・改築ができる新たな制度を設けられたい。
4. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたが、
 - ア. この法律を活用し、学校内部のバリアフリーを積極的に推進され、車イスを使用する児童・生徒も快適に学校生活をおくれるよう、インクルーシブ教育を一層促進されたい。
 - イ. 障害者差別をなくすために、新たな施策は講じられるのか。

また、障害者の雇用に関しては、文部科学省は令和6年6月1日時点において実雇用率2.82%で、法定雇用率(2.8%)を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

なお、教育委員会は法定雇用率が2.5%になっているが、実質雇用率は2.34%で法定雇用率に達していないので地方公共団体へ強い指導をされたい。
5. 「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立し、同年9月より施行され11年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生した。平成29年3月には、「いじめ防止基本方針」も改定され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ地方公共団体や学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、徹底した指導をされたい。

また、スクールロイヤーを設置され、モンスターペアレントやいじめでの重大事態への活用を図られるよう、補助率を引き上げられたい。
6. LGB・Tの性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について」(教職員向け)の通知を出されていますが、支援体制や相談体制が確立されるよう地方公共団体や学校に強力に指導されたい。

また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

なお、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。
7. いじめにつながるインターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報リテラシー教育を徹底されたい。特に、徹底したモラルの向上を図られたい。

厚生労働省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. 厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
 - ウ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25 歳未満の通婚率は 80% を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が 70% に達していること、平成 5 年の全国生活実態調査でも混住率は 41.4% で、大阪市の最近の調査では 35% になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法」の 6 条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる 4.5%、気にならない 79.8% で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、気になる 15.8%、気にならない 57.7%、18～29 歳に限れば 8.3% でしかない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
なお、同じく 6 条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が 37.6% と一番多かったことなども考慮され、23 年ぶりに「人権教育啓発推進法」の第 7 条に規定する基本計画が見直しされたことから、啓発内容の見直しをされたい。
3. 「障害者差別解消法」が平成 28 年の 4 月から完全実施されたことで、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. すべての公的施設は法律の対象になることから、人権のまちづくりの拠点である隣保館を障害者や高齢者が利用し易いようにするため、バリアフリー化を一層促進されるとともに、運営費の補助については、実績や実情に応じた配分をされたい。
なお、公的施設である隣保館は、特定の団体や人達だけが利用するのではなく、あらゆる人達・団体が利用できるオープンな施設に隣保館がなるよう強力な指導をされたい。
 - ウ. 本年 4 月からは、努力義務となっていた民間企業の合理的配慮が義務化されたので、気軽に相談できる窓口の設置を拡充されたい。
4. 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修の中身を見直し、推進員が企業内でトップをはじめとする役員や従業員に、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための研修ができるよう情報なども提供されたい。
また、就職活動の面接の際に、家族に関する質問やセクハラまがいの質問など、不適切な質問を行っている企業が存在することから、強力な指導をされるとともに、統一応募用紙を使用するよう徹底されたい。
5. 就職差別をなくす取組を強化するために、ILO 第 111 号条約を批准し、国内法を整備され、各種施策を拡充されたい。
また、職場での暴力やハラスメントを禁止する ILO 第 190 号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されたい。
6. 障害者の雇用に関しては、精神障害者も平成 30 年度から対象になり、更に法定雇用率も令和 3 年 3 月 1 日から 2.3% に引き上げられたが、令和 5 年 6 月 1 日での集計で民間企業が達成した割合は、50.1% とやっと半数に達したが、令和 6 年 4 月からは 2.5% に引き上げられたことなどで令和 6 年 6 月 1 日時点では 46.0% になり 4.1% 低下したことから、違反する企業をなくし、障害者の雇用が一層促進されるよう指導を徹底されたい。
また、国の機関での障害者の雇用に関しては、令和 6 年 6 月 1 日時点において実雇用率 3.07% で、法定雇用率 2.8% を達成していて、厚生労働省でも実雇用率 3.17% になっているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤（非正規）職員ではなく常勤（正規）職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られると同時に、各省庁及び関係機関や地方公共団体へ強力な指導をされるとともに、精神障害者の雇用の拡大を図る「就労パスポート」を促進されたい。
7. 障害者が働きながら技術や知識を身に付ける就労継続支援 A 型事業所で、令和 6 年度になって収支が悪い事業所の報酬を引き下げたため、多くの事業所が閉鎖や廃止、倒産などで、多数の障害者が解雇や退職になっている。障害者の再雇用が速やかに行えるよう、ハローワークを指導されたい。

国 土 交 通 省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
 - イ. 国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
2. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。
また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる4.5%、気にならない79.8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかの問いでは、気になる15.8%、気にならない57.7%、18～29歳に限れば8.3%でしかない。
これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
なお、同じく6条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことなども考慮され、23年ぶりに「人権教育啓発推進法」の第7条に規定する基本計画が見直しされたことから、啓発内容の見直しをされたい。
3. 同和向け公営・改良住宅について
 - ア. 今後の展望を示されたい。
 - イ. 応能応益の家賃制度を実施するよう地方公共団体を強力に指導されるとともに、家賃の滞納をなくす取り組みを強化するよう地方公共団体を厳しく指導されたい。
 - ウ. 若年層が転出し、急激な高齢化が進むなか、一般に開放し、公募制を取り入れ、若年層を取り込むための施策として、同居親族要件や収入基準を緩和し、例えば、単身者や新婚家庭及び妊婦がいる家族を優先するとともに、家賃の割引をするなどより一層の混住化を図る、新たな制度を考慮されたい。
 - エ. 建替えを行う場合には、単純な建替えではなく、民活を利用するなどして、低所得者だけの地域というイメージを払拭するため、バランスのとれたまちづくりにされたい。
また、財政規模が小さく単純な建て替えしか選択がない地方公共団体には、特段の配慮をされたい。
 - オ. 払い下げが積極的に促進されるよう地方公共団体を指導されたい。
 - カ. 公営・改良住宅の管理を未だに地区の自治会や運動団体の役員に任せている地方公共団体があるが、混住化の促進や不正行為をなくすため、地方公共団体が管理・運営するよう強力な指導をされたい。
5. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたことで、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. この法律の施行を機会にバリアフリーを一層促進し、障害者や高齢者と共生できるノーマライゼーションを達成されたい。
 - ウ. 令和6年4月からは、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され、公的施設などと同じくバリアフリーは義務になりましたので、民間施設のバリアフリー化がより一層促進されるよう、「新バリアフリー法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の改正をも視野に入れ、施策や予算の拡充をされたい。
 - エ. 障害者の雇用に関しては、国土交通省は令和6年6月1日時点において実雇用率3.00%で、法定雇用率2.8%を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤（非正規）職員ではなく常勤（正規）職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。